

静岡県立川根高等学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定

第 1 章 基本的な事項

1 いじめの定義

いじめとは「生徒に対して、当該生徒が本校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとしては、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立って考える。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒がいるなど、「傍観者」として周りで見ぬ振りをして関わらない生徒がいることにも気をつける必要がある。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行っていく。

4 年間計画

主な実施内容として、職員研修、面接週間、南麓祭、生徒の人間関係に関する意識調査、いじめに関するアンケート等を実施する。

詳細は、別紙を参照する。

第2章 組織の設置

1 名称

いじめ対策委員会

2 構成員

校長、副校長、教頭、事務長、総務課長、教務課長、生徒課長、進路課長、1年学年主任、2年学年主任、3年学年主任、養護教諭を委員とする。校長が判断するところにより、加害生徒又は被害生徒のHR担任、部活動顧問等を加える。

3 役割

学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって次の役割の中核を担う。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。

第3章 いじめの防止

1 未然防止のための対策

(1) 道徳教育等

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

(2) 生徒による自主的な活動

学級活動や生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考える機会を設ける。

(3) 保護者や地域との連携

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発する。

(4) 教職員の研修

事例検討などの教職員研修を計画的に行う。

2 対策の検証・評価

いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの未然防止に対する組織的な取組について検証・評価する。

第4章 いじめの早期発見のための措置

1 観察・アンケート・面談等による実態把握

自己を見つめるアンケート（年2回）、保護者アンケート、いじめに関するアンケート（年3回）、生徒の人間関係に関する意識調査、生徒面談（年2回）を実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

2 相談体制の整備

保健指導主事・養護教諭中心に相談体制を整える。また、教育相談以外にも、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、教職員と生徒の間で日常に行われている HR 日誌等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

第5章 いじめに対する措置

1 早期の事実確認

事実にはっきりと向き合う姿勢で早期に事実確認を行う。

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、当該生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

2 組織的な対応

発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。組織で速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と相談して対処する。

3 被害生徒への支援

被害生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して次の対応を行う。

- ・迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員で当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、当該生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・必要に応じていじめた生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用するなど、当該生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。 等

4 加害生徒への支援

加害生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意し、加害生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で次の対応を行う。

- ・迅速に保護者に事実関係を伝え、保護者の理解や納得を得た上で、保護者の協力を得る。
- ・状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、適切に、生徒に対して懲戒を加える。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。 等

7 関係する学級（学年、部活動）への指導・支援

次の指導・支援を行う。

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを

止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級（学年、部活動）全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

第6章 重大事態への対処

1 重大事態の認知

次に掲げる事態を重大事態と認知する。

- ・いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。心身又は財産に重大な被害とは、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースをいう。
- ・いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 教育委員会への報告

速やかに、その旨を教育委員会に報告する。

3 調査組織による調査

速やかに調査組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。なお、生徒等の入院や死亡など、いじめられた生徒等からの聴き取りが不可能な場合は、生徒等の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

4 被害生徒・保護者への情報提供

いじめを受けた生徒及び保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

5 報道対応

個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が行えるよう心掛ける。

(別紙)

4 年間計画 (平成 30 年度)

月	実施内容
4	「静岡県立川根高等学校いじめ防止基本方針」読み合わせ・修正 生徒の人間関係に関する意識調査 新入生校内研修、ソーシャルスキルトレーニング (1年)
5	第1回面接週間 (7日～12日)、 ソーシャルスキルトレーニングに関する校内研修
6	南麓祭 (文化祭・体育祭)
7	自己を見つめるアンケート (第1回)、いじめに関するアンケート (第1回)
8	
9	第2回面接週間 (3日～8日)、
10	いじめ防止に関する校内研修、芸術鑑賞教室
11	マラソン大会
12	修学旅行 (2年)、いじめに関するアンケート (第2回)
1	自己を見つめるアンケート (第2回)、保護者アンケート
2	川根の郷の夢を語る会、いじめに関するアンケート (第3回)
3	年間の取組の検証と次年度の年間計画の作成、